

## 五所川原市地域防災計画改訂案についての意見募集結果について

五所川原市地域防災計画改訂案についての意見募集に対し、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

### 記

#### 1 意見募集期間

平成26年6月2日（月）から平成26年7月31日（木）まで

#### 2 募集方法

市のホームページに掲載したほか、総務部総務課、本庁舎及び各総合支所行政資料スペースに備え付けました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）の明記を条件としました。

#### 3 提出された意見

1人の方から3項目の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
1件	1件	0件	1件	0件	3件

※「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの

「記述済み」・・・既に記述済みのもの

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの

「反映困難」・・・反映が困難なもの

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見

【提出された意見の内容とそれに対する市の考え方】

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果、決定した案は次のとおりです。

No.	頁	提出された意見	市の考え方
1	風水 4 39 59	<p>総則では「市は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者」と位置付けられている。「国直轄河川である一級河川の岩木川」及び「県事業として本格的な治水事業が行われてきた十川」等、五所川原圏域の治水対策について国及び県は「未だ整備途上にあるため、戦後の主要な洪水と同規模の洪水が発生したときは甚大な浸水被害が生じるおそれがあり」との認識である。そこで「水害予防対策」においては、河川、とりわけ岩木川での越堤・溢水に関する市民への情報提供を一層強化すべきと考える。三好地区でのこれまでの教訓と対策を全市的なものにして、市民に警鐘を鳴らすとともに、一層の十二分な対策に取り組んでいただきたい。そうした趣旨を追加記述してください。</p>	<p>市内の各地域における、これまでの教訓及び対策は、それぞれの地域により培われるものであり、他地域において必ずしも共通するものではないと考えます。</p> <p>また、市民への情報提供については、基本的なものは当計画に則り、速やかに行うこととしますが、その時々状況に柔軟に対処し、様々な手段を講じて円滑な情報提供に努めるよう、今後も検討して参ります。</p>
2	風水 4 39 59	<p>上記1に関連して、「コミュニティ・個人による自衛対策」の指導を、治水者の立場から企画・実行してください。年に一度の水防のイベントとしてではなく、市が中心となって重点複数地域を定めて現地に赴いての指導を望みます。そうした内容を予防対策に追記してください。</p>	<p>市では、自主防災組織等の設立を促進し、育成・強化を図るとともに、関係機関との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとしております。この自主防災組織の結成・組織化にあたり、啓発活動（必要な資料の提供、研修会等）を積極的に実施することとしており、頂いたご意見について記載されているものと考えます。</p> <p>【参考】風水害等災害対策編第3章第5節自主防災組織等の確立（P42）</p>
3	風水 154	<p>「通学路を確保するため、除雪体制を整備する。」との記述について、次に変更してください。「除雪体制を確立して、通学路を確保する。」 変更の理由は、現状では学童が積雪時の通学に支障をきたしているため。</p>	<p>提出されたご意見を踏まえ、「除雪体制を確立して、通学路を確保する。」に修正します。</p>